

平成31年度複製物作成計画

平成31年4月17日
独立行政法人国立公文書館

1. 趣旨

本計画は、「独立行政法人国立公文書館における複製物作成計画」（平成24年3月29日館長決定、平成27年5月27日一部改正、平成30年10月1日一部改正）等に基づき、平成31年度に独立行政法人国立公文書館(以下「館」という。)が複製物を作成する対象となる特定歴史公文書等について定めるものである。

2. 複製物作成の対象となる特定歴史公文書等

平成31年度において複製物作成の対象となる特定歴史公文書等は、利用状況のほか、破損又は汚損を生ずるおそれにより原本の利用を制限する必要性も考慮し、御署名原本、内閣文庫等の約3万5千冊(約210万コマ以上)とする(主な対象は、下表のとおり)。

表 複製物作成の対象となる主な特定歴史公文書等

| 資料群等 | | 概要 |
|------|------------|--|
| 行政文書 | 御署名原本 | 法律や政令等の公布原本である御署名原本 平成31年度受入分（昭和63年作成） （約490冊） |
| | 叙位裁可書 | 内閣・総理府より移管された叙位裁可書のうち、昭和21年から25年までの公開分 （約80冊） |
| | 戦争調査会事務局書類 | 内閣・総理府より移管された各種調査会委員会文書のうち戦争調査会事務局書類 （約20冊） |
| 内閣文庫 | 和書 | 押小路家、内務省、教部省等旧蔵資料 （約26,500冊） |
| | 漢籍 | 紅葉山文庫、昌平坂学問所等旧蔵資料 （約7,600冊） |

3. 複製物の作成・提供方法等

複製物は、デジタル化により作成し、本年度末までに館デジタルアーカイブにより利用に供するものとする。